

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

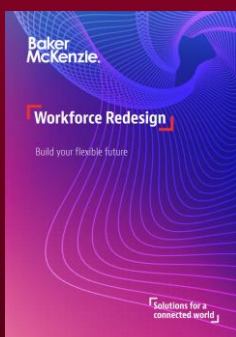
Newsletter

30 August 2023

「Workforce Redesign」ガイド のお知らせ

あらゆる市場やセクターが景気変動の影響を受け、企業は対応に奔走しています。パンデミックは、事業回復力を構築する上で重要な役割があった反面、人材争奪戦やより柔軟な労働力の導入などといった不確実な状況も生み出しました。本ガイドでは、ベーカーマッケンジーの4人の専門家が現在の経済情勢を分析し、企業における労働力の再設計について遂行すべき取組について見解を示しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



Corporate & Tax Global Update ニューズレター Vol. 85

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 85となる本号では、国税庁が公表した『租税条約における「利得の分配に係る事業年度の終了の日」の取扱いについて』が及ぼす実務への影響について、スペイン政府の外国投資規制を整備する勅令を承認等の最新情報をお届けします。本ニューズレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. グローバル

グローバル：OECDのIFによる第二の柱の実現に向けた最新のアップデートとガイダンスの公表

グローバル：Pillar 1 最新動向—Amount Bに関する公開協議文書の概要・実務上のインパクト

2. 日本

日本：国税庁が公表した『租税条約における「利得の分配に係る事業年度の終了の日」の取扱いについて』が及ぼす実務への影響について

3. アジア

インドネシア：保険会社のシャリア事業スピンオフに関する規則を金融庁が発行

4. 欧州

スペイン：外国投資規制を整備する勅令を承認

5. ESG / Sustainability

日本：インパクト投資等に関する検討会報告書の公表

EU：欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）を採択

「2023年国際紛争展望」レポート 発行のお知らせ

不確実性がニューノーマルとなった中、COVID-19が現在における経済サイクル上での紛争の牽引材料となっています。本レポートでは、世界の大企業600人以上のシニア弁護士から得た知見に基づき、こうした変化が世界の紛争情勢に与える影響を明らかにしています。ESG、サイバーセキュリティ、ポストM&A、税務及び雇用に関する主要な紛争傾向を探り、セクター・地域別の動向を分析。今後一年の備えとなれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方は
メールにてご連絡ください。



1. グローバル

グローバル

OECDのIFによる第二の柱の実現に向けた最新のアップデートとガイダンスの公表

始めに

2023年7月17日、OECD/G20のBEPS包括的枠組み（Inclusive Framework、以下、「IF」）は、「経済のデジタル化から生じる税務上の課題に対処するための二つの柱の解決策」の実施に向けた継続的な取組の一環として、一連の文書を公表した。このうち、第二の柱については、二つの新たなセーフハーバー及びQualified Domestic Minimum Top-up Tax（以下、「QDMTT」）に関するガイダンスを提供するAdministrative Guideline（以下、「July AG」）、並びにモデル租税条約条項及び付随する解説を含むSubject To Tax Rule（以下、「STTR」）に関する報告書が含まれている。

二つの新たなセーフハーバー

1. 暫定的UTPRセーフハーバー

GloBE Rulesを更に明確にしたJuly AGにおいて注目すべきは、暫定的なUndertaxed Profits Rule（以下、「UTPR」）セーフハーバーの導入である。

Income Inclusion Rule（以下、「IIR」）の補完として機能するUTPRは、一般的にはIIR発効の一年後に適用されることが意図されている。July AGによると、Ultimate Parent Entity（以下、「UPE」）が所在する法域がQDMTTを実施する前にUTPRが適用されることは望ましくないとされている。そのため、July AGはUPE所在法域に対して暫定的なUTPRセーフハーバー（以下、「暫定的UTPRセーフハーバー」）を導入している。暫定的UTPRセーフハーバーの下では、UPE所在法域の法人税率が少なくとも20%（地方税を考慮した名目税率）である場合には、UPEのTop-Up Taxはゼロとみなされる。

暫定的UTPRセーフハーバーは、2025年12月31日以前に開始し2026年12月31日以前に終了する、12か月を超えない会計年度に適用される。暫定的UTPRセーフハーバーの導入により、ある多国籍企業（以下、「MNE」）グループがUPE所在法域に関して、暫定的UTPRセーフハーバーだけでなく、暫定的CbCRセーフハーバーも適用される場合に、かかるMNEグループはどちらのセーフハーバーを適用するかを決定することができることになる。暫定的CbCRセーフハーバーの恩恵を（「一度適用から外れれば、常に適用から外れる(once out always out)」というアプローチの下で）失うことを避けるために、MNEグループは、暫定的UTPRセーフハーバーの代わりに、暫定的CbCRセーフハーバーを適用することを選択することができる。どちらのセーフハーバーを選択するかは、暫定的CbCRセーフハーバーは2025年だけでなく2026年についても適用可能性があるため、重要な検討事項である。

2. QDMTTセーフハーバー

各国がQDMTTを導入した場合、MNEグループは、GloBE Rulesの適用において、同じ法域に関して2回のTop-Up Taxの計算を行う必要がある（例えば、QDMTTを実施しているUPE所在法域ではIIR及びQDMTTに基づく計算）。July AGでは、QDMTTセーフハーバーを導入し、MNEグループが、その所在法域のQDMTTに基づき、Top-Up Taxの計算を1回のみ行うことを可能にしようとしている。

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」更新のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域に又がることが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。

本ガイドは、上場企業の買収の実務に焦点を当て、一般的な法的枠組み、各国における買収の実務と戦術、上場企業のM&A取引に関する主要な法的留意点を要約しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



A国にQDMTTセーフハーバーが適用される場合、IIRの適用される法域では、A国についてのTop-Up Taxが自動的にゼロに軽減される。もっとも、QDMTTを有することにより、自動的にQDMTTセーフハーバーの適用を受けることになるわけではない。QDMTTセーフハーバーの要件は、当初のQDMTTガイダンスよりも厳しくなっており、以下の3つの基準を満たした場合にのみ適用される。

- **QDMTT会計基準**：QDMTTの計算は、UPEの連結財務諸表作成に使用される勘定科目に基づくか、又はQDMTT法域の財務会計基準（後者はいくつかの制限がある）に基づかなければならない。
- **整合性基準**：OECDのIFが、QDMTTについてGloBE Rulesと異なる扱いをすることを明示的に要求している場合（又は任意性が認められている場合）を除き、QDMTTに基づく計算は、GloBE Rulesに基づく計算と同様でなければならない。
- **管理基準**：該当するQDMTTは、GloBE Rulesに適用される継続的な監視プロセスの下で管理されなければならない。

QDMTT

2月に公表されたAdministrative Guideline（以下、「Feb AG」）と同様に、July AGは、QDMTTはUPEが100%所有していない事業体に部分的に適用することはできないため、その法域のQDMTTは、IIRの下で発生する税金よりも多額の税金が課される結果になり得ることを強調している。これは、QDMTTは、QDMTTの法域に所在する構成事業体の持分の割合に関係なく、その法域のTop-Up Taxの全額について計算しなければならないためである（IIRが、IIRのTop-Up Taxを配分する前に持分の割合を考慮するのは対照的である）。July AGは、Joint Venture、Joint Ventureの子会社、Minority-Owned Entityに関するQDMTTのTop-Up Taxにも同様のことが起こり得ることを確認している。したがって、各国は、すべての構成事業体がUPEにより完全に所有されているMNEグループにのみ適用されるように、QDMTTを設計することもできる。この場合、QDMTTは、その法域におけるJoint Venture、Joint Ventureの子会社、Minority-Owned Entityには適用されない（但し、IIRやUTPRにおいてTop-Up Taxが適用されないわけではない）。

GloBE Rulesに基づく「移行年度」は、MNEグループが、関連する法域に関して、GloBE Rules（即ち、IIR又はUTPR）の適用を受ける最初の事業年度と定義されている。MNEグループが、ある法域に関して最初にGloBE Rulesの適用を受けるようになる事業年度は、異なる可能性がある（例えば、暫定的CbCRセーフハーバーのため、又はIIR若しくはQDMTTが発効する事業年度のため）。July AGは、QDMTTがGloBE Rulesの9.1.1項及び9.1.2項と同様の移行ルールを有していなければならないことを明確にしている。また、July AGは、QDMTTは、処分側構成事業体にGloBE RulesもQDMTTも適用されなかった場合、取得側構成事業体に適用されるGloBE Rules 9.1.3項と同様の規定を有していなければならないことを明確にしている。

Subject to Tax Rule

最後にIFは、Subject to Tax Rule（以下、「STTR」）モデル条約条項とその解説を含むパッケージも発表した。GloBE Rulesとの主な相違点の一つは、STTRの適用は連結売上高が7億5,000万ユーロの基準を超える多国籍企業グループに限定されていないことである。

STTRは、租税条約に基づくルールであり、源泉地国から受取国へ行われるグループ内支払いについて、受取国における表面税率が9%以下である場合に適用される。OECDは、このルールを二重課税回避のための条約に盛り込むためのモデル条項という形で提示している。

「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU 及びその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マナーロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



多国間条約は、STTR の二国間条約への導入を促進する上で有用である。そのため OECD は、STTR の速やかな実施を促進するために、2023 年 10 月 2 日から多国間条約の署名を開始させようとしている。

STTR の適用の結果として課される税は、対象所得の総額に対するものである。対象所得に関して課される税は、その所得が発生した事業年度の終了後に決定される。ここでいう「対象所得」とは、利子（OECD モデル租税条約 11.3 項に定義）、ロイヤルティ（OECD モデル租税条約 12.2 項に定義）、及びその他のグループ内支払を意味する。

OECD の説明する STTR の適用例は以下である：合意された最低税率は 9%、税率は 5% であり、対象所得の総額は 100 であるとする。この場合、STTR に基づく課税の税率は $9\% - 5\% = 4\%$ となる。

STTR の適用による納税額は、IIR 及び UTPR の目的上、対象租税とみなされるため、ETR の計算に加えられる。

[最初のページに戻る](#)

グローバル

Pillar 1 最新動向 — Amount B に関する公開協議文書の概要・実務上のインパクト

概略

Pillar 1 の枠組みのうち、いわゆる Amount B については長らく議論が硬直していたが、2022 年 12 月 8 日に公表された協議文書（以下、「2022 年 12 月協議文書」）を皮切りに議論が再度活性化した（2022 年 12 月協議文書に関する当事務所の解説は[こちら](#)を参照されたい）。その後パブリックコンサルテーション手続を経て、今般 OECD/G20 の BEPS に関する包括的枠組み（以下、「IF」）は、2023 年 7 月 17 日に Amount B に関する協議文書（以下、「2023 年 7 月協議文書」）を公表した¹。OECD は、残るいくつかの技術的論点に関して利害関係者からのコメントを募った上で、Amount B に関するガイダンスを最終化する予定である。なお、このガイダンスについては、2024 年 1 月をめどに OECD 移転価格ガイドライン（以下、「OECD ガイドライン」）に統合される予定である。以下では、今般明らかになった Amount B に関する協議文書内容及び実務上のインパクトについて概説する。

Amount B の概要を述べると、販売・マーケティング活動に係る基礎的なリスク・機能のみ負担する活動（ルーティン販売活動）を行う子会社や支店等の所得金額に関する現行ルールを簡易化するルールである。一定の超巨大・高収益企業のみが適用対象となる Amount A と異なり、収益規模や利益水準に関わらずルーティン販売活動を行うあらゆる多国籍企業に適用がありうる点で実務上のインパクトが大きいと考えられる。

対象範囲（Scope）

Amount B のコンセプトは、国内での基本的マーケティング及び販売活動（baseline marketing and distribution activities）に対する独立企業原則の適用について、とりわけ税務執行能力が低かったり、適切な比較対象企業を現地市場から選定することが困難な国や地域が不利益を被るのを防止するため、（所得配分に関する）簡素化・合理化されたアプローチを提供することにある。

¹ <https://www.oecd.org/tax/beps/public-consultation-document-pillar-one-amount-b-2023.pdf>

「弁護士・依頼者間の秘匿特権
(英語)」グローバルガイド
第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権
(英語)」グローバルガイド第4版
を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に
関する法令と実務を包括的に網羅して
います。世界情勢から紛争リスクの高
まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿
特権のルールを把握し、現地弁護士と
の秘密保持を徹底する必要がある企業
にとって、貴重なリソースとなりま
す。是非一読の上、さらに詳細をお
知りになりたいときは弊所紛争解決グ
ループまでご相談ください。

本ガイド(無料)をご希望の方は
メールにてご連絡ください。



簡素化・合理化アプローチは一般的に以下の2種類の取引(以下、「適格取引」(qualifying transaction))に適用され、適格取引にあたるか否かは、各取引の機能及びリスクに関する分析に基づいて決定される:

- 主に販売業者の現地市場において、独立第三者へ卸売販売するための製品売買取引(後述のとおり、完成品であるか未完成品であるかを問わない)
- 製品の卸売販売に寄与する販売代理店取引及びコミッション契約

なお、デジタル商品の販売に関しては、差し当たり現時点ではAmount Bガイドの適用除外とされている。しかしながら、この論点に関しては利害関係者からの意見を募っているところであり、今後の議論の展開がまたれる。

Amount Bは、サービスの提供及びコモディティのマーケティング・販売取引等には適用されない。コメントリーは「コモディティ」(commodity)という用語の意味を定義しているが、そこでは、OECDガイドラインの2.18項を参照しつつも、その内容をさらに拡大し、コモディティに該当するためには相場価格があってもなくてもよく、また最終段階の加工品であっても中間製品であってもよいとしている。コモディティに該当する品目の詳細はコメントリーに列挙されている。

簡素化・合理化アプローチでは、小売取引に関する売上高が年間総売上高の20%以下であれば、卸売販売業者(wholesale distributor)とみなされる。従って、最小限の小売売上高を有することは一般的に問題はないが、この閾値基準が、価格算定方法の信頼性に影響を与えるかどうか、また、特定の法域において、スコープの範囲に含まれる販売業者の範囲がどの程度制限されるかどうかという問題についてはさらに検討が必要である。加えて、「小売販売」(retail distribution)という用語は、最終消費者への販売のみを対象としているため、主にB2B販売を行う事業者は、Amount Bの適用範囲に含まれる可能性がある点にも留意が必要である。

Amount Bは、「中核的販売機能(core distribution functions)」を有する基本的販売業者にのみ適用される。中核的販売機能とは、再販用商品の仕入れや新規顧客の開拓など、基本的販売業者が通常行う機能をいい、顧客対応、アフターサービス、特定の販売促進・マーケティングサービス、倉庫管理、請求書発行などの付随的機能を含む場合もある。ただし、中核的販売機能には、適格取引に付随しない製造、研究開発、調達、金融活動は含まれない。

2023年7月協議文書では、対象取引を定義するために追加の定性的基準が必要かどうかについての意見募集を行い、その結果2つの選択肢を提示している代替案A(定性的なテストは不要)と代替案B(一定の定性的基準を規定)である。いずれの案においても、以下の要件を満たすことが対象取引に該当するための要件となる:

- 適格取引は、ベースラインとなる流通機能のみから構成されているため、流通業者を検証対象企業(tested party)とする片側検証の移転価格算定方法、すなわちTNMMを使用することによって取引価格を評価することが適切である。つまり、適格取引は片側的な方法に基づいて価格設定されなければならないため、双方向的な評価を伴う算定方法を利用することが適切な取引は適格取引に該当しない。従って、本コメントリーは、第二章、第三部、セクションC.2.2に言及し、取引単位利益分割法が最も適切な方法である取引の例を示している。

「2022-2025年における税務紛争展望（英語）」レポート発行のお知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスペリエンス、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを定める重要な要素となります。ペーパーマッペンジャーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チーム及び国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご一読ください。



- 検証対象企業は、年間営業費用が年間売上高の3%を下回ってはならず、また、代替案Aが適用される場合は30%を超え、代替案Bにおいて定性的基準に基づく追加試験が実施される場合は50%を超えてはならない。2023年7月協議文書では、この比率を算出するためのパラメータがタイミングによって変動する可能性があり、その結果販売業者が適用範囲に入ったり入らなかったりする可能性があることを前提に、年ベースで算出される3年間の加重平均を利用して判定することとしている。顧客への最終販売を行わないコミッション・エージェントの役割を果たす販売業者については、販売企業の年間売上高を使用する。販売代理店が非販売機能を遂行する場合、及びこれらの非販売機能が簡素化・合理化アプローチ（下記参照）の適用不可につながる場合を除き、営業費用対売上高比率は、販売活動のみに関連する収益及び費用の配分または配賦に基づいて計算されなければならない。

流通業者が非流通機能も担っており、かつ、他のすべての条件が満たされている場合、OECDガイドラインの3.9~3.12項に示されているガイダンスに従って、これら非流通機能を流通機能から確実に区分することができ、かつ、配賦要素（allocation keys）を用いて各事業間で配賦される年間間接営業費用の割合が総費用の30%を超えないのであれば、簡素化・合理化アプローチは引き続き適用可能である。後者の基準については、特に、その割合をどのように計算すべきか（全事業の間接配賦費用か、流通部門の間接配賦費用か）、どの原価基準を用いるべきか（全事業の原価ベースか、流通活動のみの原価ベースか）、追加的な保護措置が必要かどうかといった諸問題が残っている。原則として、販売業者が流通と非流通の機能を一体の取引（bundled transaction）として扱い、単一の価格のみを請求する場合には、Amount Bに関する諸規則は適用されない。

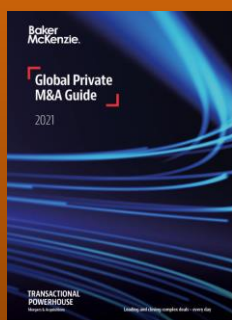
2023年7月協議文書における「対象範囲（Scope）」のセクションにおいて述べられていた主な未解決項目として、対象取引を決定するために追加の定性的基準を適用すべきかどうかという論点が存在した。先述のとおり、代替案Bのみが追加的なスコープ基準を要求しているが、これは、片側検証が一般的に独立企業間報酬を決定するのに適切な方法であることを前提に、簡便・合理的アプローチの適用に不確実性をもたらす非基本的貢献を特定しようとするものである。非基本的貢献とは、「適格取引における実際のまたは潜在的な経済的便益の主要な源泉となる機能及び資産であり、その便益が中核的販売機能から通常得られる実際のまたは潜在的な経済的便益を上回ると予想される貢献」と定義されている（要するに、基本的水準（ベースライン）を超える貢献）。2023年7月協議文書では、税務当局に対し、非基本的貢献が実際に存在したか否かを判断する必要がある旨注意を促している。特に、市場価値のある無形資産の創出、改良、変更をもたらすような貢献が行われた場合には、片側検証的アプローチが適切でない可能性があるため、このような取引は対象外となる可能性が高いという注釈が付されている。協議文書では、何をもって非基本的貢献とするかについて厳密な定義は示されず、いくつかの具体例が列挙されているのみである。

- 最初の例では、販売業者が自らの有資格者を通じて、当初の販売に関連し、継続的な顧客関係の一部である、重要かつ専門的な能力を必要とする特定の技術的または専門的なサポート機能を提供する取引を、Amount Bの範囲から除外している。これらの活動は、中核的販売活動を行うために必要な、技術的または専門的な製品に関する単なる技術的理解とは区別される。また、翻訳、包装、ラベリングなどの付随的なサービスも、基本的な貢献には該当しない。したがって、販売業者が、カスタマイズ、購入した機器の設置、使用、保守のための専門的なアドバイス、顧客のための専門的な継続的エンジニアリングアドバイス及び/または製品の改造などの専門的なサービスを提供する場合、これらの活動は非基本的貢献となる。販売業者の担当者が顧客とコミュニケーションをとり、販売業者が製品を調達するサプライヤーの専門的なアドバイスを提供するだけであれば、取引は範囲内に留まることになる。

「グローバル・プライベート
M&Aガイド（英語）」発行の
お知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。ストラクチャリング、契約締結、PMI、外国投資規制、独占禁止法、税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止など、取引プロセス全段階について、主要な法的規制の枠組みを包括的に概説しています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務は複雑さを増しており、十分な事前準備と情報収集はM&A 案件の成功のための必須の条件となっています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



- 2つ目の例は、規制の厳しい業界を指し、流通業者が自らの人材を通じて、製品の市場参入を可能にする、または市場参入障壁を生み出すような貢献をしている場合である。このような活動は通常、複雑な機能と無形資産で構成され、規制当局の承認プロセスの単なる支援や促進を超えるものである。従って、販売業者が複雑で長期的にわたる規制当局の承認手続きに入る場合、その結果は不確実であり、現地市場の規制に関する深い知識、規制当局との集中的なコミュニケーションやトレーニングが必要となるため、当該取引は対象取引にはあたらない。これらの事実は、ベースライン以外のの貢献が、基本的な流通機能の経済的便益を上回る。規制当局の承認プロセスが実際には製造業者主導で行われ、販売業者が限定的な市場調査や規制当局との会議の円滑化のためのデータ提供など限定的な貢献しか行わない場合、この取引は範囲内にとどまる。

価格算定方法（Pricing methodology）

提案されている価格算定方法は、取引単位営業利益法（以下、「TNMM」）の適用をベースとしており、基本的マーケティング及び販売活動に關与する企業のグローバル・プールを考慮したものである。国によっては、ローカル・カントリー・プールに基づく比較指標の利用を支持する可能性がある。この点については、今後の意見公募手続を通じてさらなる議論の展開が期待される。

グローバル・データセットから得られた財務情報は、独立企業間取引価格の近似値を求めるための基礎として使用され、そして、関連する純利益指標として売上高利益率を使用し、価格設定マトリックスの形で提示される。

IFが提示するプライシング・マトリックスは、対象取引の独立企業間価格を算定するために、(i)検証対象企業のOAS（ratio of net operating assets to net revenue. 純営業収益に対する純営業資産の比率）、(ii)検証対象企業のOES（ratio of operating expenses to net revenue. 純営業収益に対する営業費用の比率）、(iii)検証対象企業の業種という3つの要素を考慮している。

簡素化・合理化アプローチのもと、3つの産業グループ分けが考案された。各業種分類は、プライシング・マトリックスの列ごとに表記されている。同様に、OASとOESのレベル別に5つの業務集約レベルが表の各行に表記される形となっている。

各業界グループ（列）と業務集約レベル（行）が交わる箇所を参照することで、ベースラインのマーケティングと流通活動に対する売上高利益率（arm's length return on sales）の近似値の範囲を得ることができる。2023年7月協議文書の図表4.1は、グローバル・データセットから導き出された価格設定マトリックスを示している：

Figure 4.1 – Pricing Matrix (return on sales %) derived from the global dataset

Industry Grouping	Industry Grouping 1	Industry Grouping 2	Industry Grouping 3
Factor intensity			
[A] High OAS / any OES >45%/any level	3.50% +/- 0.5%	5.25% +/- 0.5%	5.50% +/- 0.5%
[B] Med/high OAS / any OES 30%-44.99%/any level	3.25% +/- 0.5%	3.50% +/- 0.5%	4.50% +/- 0.5%
[C] Med low OAS/any OES 15%-29.99%/any level	2.75% +/- 0.5%	3.25% +/- 0.5%	4.25% +/- 0.5%
[D] Low OAS / non-low OES <15%/10% or higher	2.00% +/- 0.5%	2.25% +/- 0.5%	3.00% +/- 0.5%
[E] Low OAS/low OES <15% OAS/<10% OES	1.50% +/- 0.5%	1.75% +/- 0.5%	2.25% +/- 0.5%

（出典：2023年7月協議文書 図表4.1）

現在、特定の検証対象企業に対する適用範囲は、最小 1.00% (1.50%-0.5%) (すなわち、資産及び営業費用の集約度が低い第 1 産業グループ企業に適用) から最大 6.00% (5.50%+0.5%) (すなわち、資産費用の集約度が高い第 3 産業グループ企業に適用) まで拡大する可能性がある。

各業務集約レベル及び業種の組み合わせにおける現行の規定マージンは、± 0.5%の変動を許容しており、これは、テストされた取引の条件が事後的に独立企業間原則に合致していたことを証明するにあたって許容される利益幅の範囲を表している。期末時点で納税者が申告したマージンが、マトリックスで規定された利益幅から外れた場合、税務当局は、その範囲の中間点を使用して、支配取引のマージンを調整する必要がある。

さらに IF は、特定の適格法域で確認された地理的差異を考慮するための修正アプローチと調整メカニズムを提案している。適格法域のリストはまだ公表されていない。特定された適格法域に所在する検証対象企業に対しては、グローバル企業から生成される価格決定マトリックスに代わって、修正された価格決定マトリックスが適用されることが想定されている。

IF は、ベースラインのマーケティング及び販売活動に起因する独立企業利益率に影響を及ぼす可能性のある特定の適格法域におけるカントリーリスクに対処するための代替的なリスク調整メカニズムを提案している。ここでも、そのようなリスク調整メカニズムが適用される適格国・地域のリストは公表されていない。

ローカルデータセットが入手可能な場合、現行規則では、グローバル・データセットの作成と同等の方法に基づくアプローチであることを条件に、関連する税務当局が適格なローカルデータセットを作成することを認めている。当該ローカルデータセットは、ローカル価格設定マトリックスにおいて利用され、グローバル・データセットに基づく価格設定マトリックスに優先するものとして取り扱われる。

簡素化・合理化されたアプローチのもとでは、裏付けテスト (corroborative test) としてベリーレシオ・キャップアンドカラー・アプローチが採用されている。このテストは、すべてのケースにおいて、検証対象企業の黙示のベリーレシオが常に 1.05 倍から 1.50 倍の範囲内に収まっていることを確認するものである。

具体的には、黙示のベリーレシオがキャップ水準を上回った場合、検証対象企業の売上高利益率は、黙示のベリーレシオが 1.50 倍となるまで下方修正される。逆に、検証対象企業の黙示のベリーレシオがベリーレシオ・カラーを下回った場合、検証対象企業の売上高利益率は、黙示のベリーレシオが 1.05 倍になるまで上方修正される。

アームズ・レンジ・レンジの基礎となる比較対象企業のセットは 5 年ごとに更新され (ただし、中間更新が必要となるような重大な市場環境の変化がある場合を除く)、比較対象企業の財務データ及びリスク調整パーセンテージやベリーレシオのキャップ・アンド・カラー・レンジを含むその他のデータポイントは毎年更新される。

文書化 (Documentation)

今回の簡素化・合理化アプローチの立証に関して独自の追加文書化要件は課されない予定である。これは、現行のローカルファイル及びマスターファイルの盛り込まれるべき内容十分カバーできる内容になっているという理解が前提にあるためである。

しかしながら、2023 年 7 月の協議文書では、適格取引が対象範囲要件を満たすか否か、また価格算定方法が適切に適用されているかを税務当局が評価するために必要な最低限の情報が示されている。

この最低限の情報の例としては、対象範囲要件を満たす適格取引の区分の説明、関連する契約書や合意書、対象範囲要件を満たす取引に配分され又は帰属する関連収益、費用及び資産に関する計算書や価格設定マトリックスの適用が含まれる。

納税者が初めて簡素化・合理化アプローチを適用しようとする場合、最低3年間は当該アプローチを継続適用する必要がある。ただし、当該期間中に取引が対象範囲から外れ、かつ納税者が、当該取引を管轄する税務当局に対して通知を行った場合はこの限りではない。

なお、上記に関わらず、特定の国・地域によっては独自の文書化要件が追加導入される可能性がある。しかし、そのような独自文書化要件を追加する場合であっても、中小企業のコストとコンプライアンス負担を抑えるために、そのような要件を可能な限り簡素化することが求められている。

税務上の安定性・明確性の確保 (Tax certainty)

2023年7月協議文書によれば、Amount Bは、ベースラインのマーケティングと販売活動を含む取引に関して、税務の確実性を向上させ、紛争を減少させることが期待されている。

納税者は、既存の仕組み（APAやMAP手続等）を利用して、Amount Bの適用から生じる税務上の紛争を防止または解決し、税務上の確実性を確保することができる。

適格取引に関してAPAが締結された場合は、その重要な前提が維持される限り、当該APAの条件はその存続期間中有効であるべきである。なお、2023年7月協議文書では、ユニラテラルAPAの場合、相手方の課税当局が適格取引を監査する可能性がある点が指摘されている。

移行上の問題点

2023年7月協議文書においては、移行上の問題点の項で、例えば、非適格取引が適格取引に変わる、またはその逆の例など、簡素化・合理化アプローチの適用に影響を与える可能性のある事業再編に伴う税務上の影響の分析を行っている。

第IX章のガイダンスは、簡素化・合理化アプローチが事業再編前の適格取引に適用されるか、事業再編後の適格取引に適用されるかを評価する上で、引き続き重要な示唆を有する。

しかしながら、関連企業（Associated Enterprise）が、簡素化・合理化アプローチの適用によって税務上の恩恵を得るためだけに、意図的に再編行為等を行う場合、租税回避防止の目的のもと、税務当局により厳しく調査される可能性があり、また、各国・地域は、このような懸念に対処するために、一定の濫用防止措置を採用する可能性がある。

今回の協議文書に関する考察・実務上のインパクト

現行のスコープ決定ルールでは、Amount Bは、卸売代理店や委託販売業者だけでなく、卸売販売業者にも適用されることになっている。卸売販売業者と代理店・委託業者の機能集約度とコスト構造は異なることに留意し、卸売業者と代理店・委託業者の2つの異なる価格設定マトリックスを用意すべきかどうか、さらに検討が必要である。これは、ベリーレシオのキャップ・アンド・カラー・アプローチを適用する場合に特に問題となる。

卸売販売を超える流通活動に従事している販売業者の活動の細分化に関して、これは一般的に、企業に対象範囲となる活動の範囲により柔軟性を与えるという点でポジティブな進展であると考えられる。この追加的な柔軟性に

より、企業は、範囲外の活動に対する独立企業間報酬を決定する必要がある、契約上の取り決めの変更が必要になる可能性がある。

対象取引を定義するために追加の定性的基準が必要かどうかという問題と、提案されている2つの代替案：代替案A（定性的なテストを必要としない）と代替案B（一定の定性的基準を規定）は、Amount Bが施行される前に、さらなる注意を必要とする極めて重要な技術的ポイントである。代替案Bの「別個の定性的基準」は、OECDガイドライン第1章の既存のOECDガイダンスに基づく定性的な比較可能性分析を超えていると解釈される可能性がある。さらに、2023年7月協議文書では、非基本的貢献の経済的便益が、どの時点で基本的貢献の経済的便益を上回るのかが明確化されていないため、代替案Bを実際にどのように運用すべきかの解釈において見解が分かれ、実務上の問題となる可能性がある。

2023年7月協議文書で導入された価格設定マトリックスは、業界グループやOESおよびOASの強度のレベルによって異なるリターンが期待されるなど、Amount Bが実際にどのように適用されるかをより明確に示している。プライシング・マトリックスに関する初期的観察に基づくと、以下の点に特に留意すべきである：

- OES/OAS比を5つのカテゴリーに分類した価格設定マトリックスでは、ROSを±0.5%刻みで設定した場合、「クラスター」の数が多くなり、企業の負担が大きくなる可能性がある。カテゴリー数を減らすか、あるいは±0.5%のROS増分により柔軟性を持たせるか、さらに検討すべきである。
- OES強度が低い企業は（資産強度に関係なく）、キャップ・ベリール比1.50倍がデフォルトになる可能性が非常に高い。
- 「ボーダーライン」のOES強度企業では、実際のROSが（高く）変動する可能性がある。例えば、インダストリー・グループ3のレベルA企業の場合、プライシング・マトリックスは5.5%の margins を規定している。この企業のOES比率を8%と仮定すると、このような企業は常にベリール・キャップメカニズムがデフォルトとなり、（ベリール・キャップによる）暗黙のOPMの上限は4.00%（ベリール・キャップ1.5倍に相当）となる。代わりにOESを10%にすれば、ベリール・キャップの上限は適用されず、ROSは5.5%となる。つまり、OESを2%増やすことで、ROSは1.5%上昇する。これは、Amount Bの適用に際して大きな変動が生じる可能性を示している。
- 売上高が減少し、営業費用や資産基盤が比較的安定しているような景気後退局面では、価格決定マトリックスに基づくと、OAS比率が高いほどROSが高くなるというのは、やや実務上の直感に反するように思われる。

[最初のページに戻る](#)

日本

日本

国税庁が公表した『租税条約における「利得の分配に係る事業年度の終了の日」の取扱いについて』が及ぼす実務への影響について

2023年3月30日付で、国税庁はホームページにおいて『租税条約における「利得の分配に係る事業年度の終了の日」の取扱い』を公表した²。

この取扱いは、2023年2月16日付東京高等裁判所判決³（以下、「控訴審判決」、訴訟代理人弁護士・武藤佳昭、同・山本英幸、補佐人税理士・小林真一、同・戸村健、いずれもベーカー&マッケンジー法律事務所所属）を受けてのものである。この判決は確定した判決であり、上記公表ではこの判決に基づくものであることが明記されている。以下においては公表された取扱いの概要、上記裁判における事案の概要、主たる争点を説明しながら、今後の実務への影響について述べる。

国税庁ホームページで公表された取扱いの概要

公表された取扱いの概要は以下の通りである（下線強調追加）。また、この変更後の取扱いは過去に遡って適用されることが示されている⁴。

租税条約における親子会社間配当の軽減税率の適用について「利得の分配に係る事業年度の終了の日」に先立つ6か月（又は12か月）の期間を通じて一定の株式を所有すること（保有期間要件）を求めるものに関する取扱い		
従来の取扱い	変更後の取扱い	注記
みなし配当（親会社等に交付する金銭のうち資本金等の額を超える部分）のうちみなし事業年度がないものについては、 ① 分割型分割を事由としたみなし配当の場合には「 <u>分割型分割の日の前日</u> 」を、 ② 自己株式の取得を事由としたみなし配当の場合には「 <u>自己株式を取得した日の前日</u> 」を、それぞれ租税条約の「利得の分配に係る事業年度の終了の日」として保有期間要件を判定していた。	① 分割型分割を事由としたみなし配当の場合には「 <u>分割型分割の日の属する事業年度の終了の日</u> 」を、 ② 自己株式の取得を事由としたみなし配当の場合には「 <u>自己株式を取得した日の属する事業年度の終了の日</u> 」を、それぞれ租税条約の「利得の分配に係る事業年度の終了の日」として保有期間要件を判定する。	みなし配当のうち、 <u>みなし事業年度がないもの以外の配当の保有期間要件の判定については、従来の取扱いに変更はない。</u> みなし配当のうちみなし事業年度があるものについては、「 <u>みなし事業年度の終了の日</u> 」を租税条約の「利得の分配に係る事業年度の終了の日」として保有期間要件を判定する。 一般に、期末配当の場合には「 <u>最終事業年度の終了の日</u> 」を、期中配当 ⁵ の場合には「 <u>臨時会計年度の終了の日</u> 」を、それぞれ租税条約の「利得の分配に係る事業年度の終了の日」として保有期間要件を判定する。

² <https://www.nta.go.jp/information/other/data/r05/0023002-077.pdf>

³ 東京高等裁判所判決 令和4年（行コ）第72号 還付金（過誤納金）返還請求控訴事件（原審・東京地方裁判所令和元年（行ウ）第453号）（以下、「原審判決」）。

⁴ 変更後の取扱いにより保有期間要件を再判定した結果、既納付の源泉所得税額等が過大となる場合には、源泉徴収義務者の所轄税務署に「租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書」及び「租税条約に関する届出書」（所定の附表や添付書類を含む）を提出することで、納付があった日から5年以内であれば還付請求を行えることも示されている。

⁵ この期中配当に関する所有期間判定時期については質疑応答集でも同様の見解が示されている。（<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/gensen/06/02.htm>）。

また、質疑応答事例⁶においても、自己株式の取得を事由としたみなし配当について、日本・ルクセンブルグ租税条約第 10 条第 2 項(a)の親子間配当の軽減税率の適用要件を判定する際の「利得の分配に係る事業年度の終了の日」については、みなし事業年度の適用がないため、「利得の分配（配当）が行われる事業年度の終了の日」として、保有期間要件を判定することが公表されている⁷。

事案の概要

上記国税庁ホームページで公表された取扱いの元となる原審判決・控訴審判決での事案は以下の通りである。

- | |
|---|
| <p>① ルクセンブルクに本店を置く外国法人 X が 2014 年 4 月 29 日に内国法人 A 社と B 社（事業年度はいずれも 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日）の全株式を取得（なお、これはグループ内での株式の譲渡であった）</p> <p>② 同年 8 月 1 日に、A 社及び B 社が両社の分割対象事業を非適格分割型分割によりそれぞれ同じく内国法人である C 社及び D 社に承継</p> <p>③ これにより A 社及び B 社が取得した C 社及び D 社の出資持分につき、100%親会社である X 社に分配</p> |
|---|

このうち、上記③の分配は、国内税法上「みなし配当」⁸に該当し、配当所得⁹として国内源泉所得¹⁰となる。また、このみなし配当については、X 社を納税義務者として A 社及び B 社により源泉徴収¹¹がなされることになる。かかる税法上の取扱いに従い、A 社及び B 社は、X 社が支払いを受けるべき金額を課税標準として、一旦は税率 20.42%¹²により源泉徴収を行った。その上で、X 社は、日本・ルクセンブルグ租税条約¹³第 10 条第 2 項に基づき、上記みなし配当所得に対する適用税率は 5%であるとして、合計約 14 億円の還付を求めたものである。

裁判における争点

1. 日本・ルクセンブルグ租税条約第 10 条第 2 項の概要

本件事案の主たる争点は、日本・ルクセンブルグ租税条約第 10 条第 2 項における配当の軽減税率 5%の適用を受けられるかというものであった。同条約では配当条項は次のような規定振りとなっている（下線強調追加）。同条約の正文は英語であり、日本語は政府訳文である。

日本・ルクセンブルグ租税条約第 10 条第 2 項

配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、次の額を超えないものとする。

⁶ <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/gensen/06/59.htm>

⁷ なお、この質疑応答事例では、みなし配当のうち法人の合併によるものは、その事業年度開始の日からその合併の前日までの期間を事業年度とみなすこととされているため（法人税法第 14 条第 1 項第 2 号）、そのみなし事業年度終了の日が「利得の分配に係る事業年度の終了の日」と解されることが示されている。

⁸ 法人税法第 24 条第 1 項第 2 号、所得税法第 25 条第 1 項第 2 号

⁹ 所得税法第 24 条第 1 項

¹⁰ 所得税法第 161 条第 5 号イ(当時)同条第 9 号イ(現行法)

¹¹ 所得税法第 5 条第 4 項、第 212 条第 1 項

¹² 所得税法第 178 条、第 179 条第 1 号、復興特別措置法第 9 条、第 26 条ないし第 28 条

¹³ 1992 年締結、2011 年改正

However, such dividends may also be taxed in the Contracting State of which the company paying the dividends is a resident, and according to the laws of that Contracting State, but if the recipient is the beneficial owner of the dividends the tax so charged shall not exceed:

(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ6箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも25パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の5パーセント

5 per cent of the gross amount of the dividends if the beneficial owner is a company which owns at least 25 per cent of the voting shares of the company paying the dividends during the period of six months immediately before the end of the accounting period for which the distribution of profits takes place;

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の 15パーセント

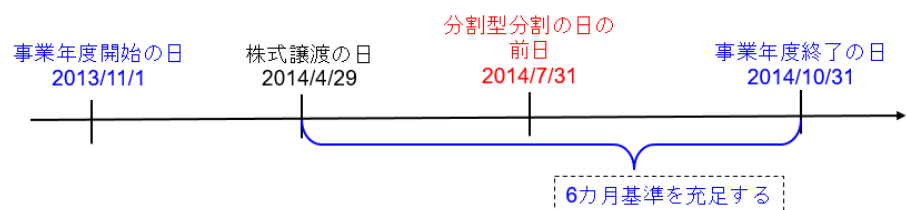
15 per cent of the gross amount of the dividends in all other cases.

このような二段階の軽減税率を設けている趣旨は、配当支払法人の利得に対して課税（法人所得課税）し、さらにその利得の分配である配当に対しても課税（配当に対する源泉課税）するという課税の繰り返しは、国際投資の障害になるところから、子会社から親会社に対する配当については、源泉地国における配当課税を軽減された税率に制限することによって、国際投資の促進を図るものである。また、日本・ルクセンブルグ租税条約第10条第2項(a)の軽減税率を受けるための要件の一つとしての最低保有期間は、「濫用的な事例への対策」目的で設けられている。これは他の条約例でも見られるものの、最低保有期間の内容については各条約締約国の合意により選択・決定すべき事項であり、実際各条約により最低保有期間の内容は異なる場合があるという特徴がある。

2. 主たる争点

本件事案においては、日本・ルクセンブルグ租税条約第10条第2項(a)の軽減税率を受けるための最低保有期間要件を満たすかどうかの主たる争点であった。

納税者の主張は、本件分割型分割ではみなし事業年度は生じない¹⁴ことを考慮し、本件租税条約第10条第2項(a)の「利得の分配に係る事業年度の終了の日」の解釈については、「利得の分配に係る事業年度の終了の日」とは、配当を支払う法人がその配当の原資である所得（「利得」ないしは「利益」）を一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算する会計期間の末日であり、よって6か月基準を充足し適用される税率は5%であるというものである。本件事案に即した納税者の立場を図示すると次の通りである。

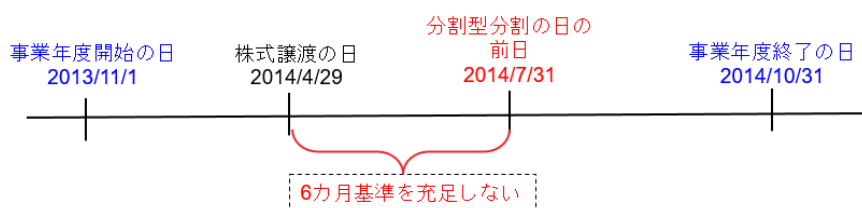


¹⁴ なお、2010年（平成22年）税制改正により、2001年（平成13年）税制改正で導入されていた分割型分割の場合のみなし事業年度は廃止されている。これは2006年（平成18年）税制改正により分割型分割の場合における「利益積立金額」の引継ぎ額の計算を要しなくなった（移転純資産の帳簿価額から資本金等の額の引継ぎ額の差額で計算されることになった）ことを受け、納税者の過重な事務負担を解消するための改正であった。

これに対し国側の主張は、主として次の二点であった。

主張 1	主張 2
<p>通常の配当では直前の事業年度の終了時の株式名簿の株主が配当の受領者となるのが一般的であり日本・ルクセンブルグ租税条約第 10 条の「配当」には通常の配当とともにみなし配当も含まれ、分割型分割によるみなし配当の受領者は当該分割型分割が行われる直前の時点で特定されるため、通常の配当とみなし配当との取扱いの均衡上、分割型分割のみなし配当では、受領者が特定される分割型分割の直前の日が「利得の分配に係る事業年度の終了の日」に該当する。</p>	<p>本件条約上の正文での「Accounting period」は、訳語としては「会計期間」も「事業年度」¹⁵も妥当し得るし、単なる「計算期間」¹⁶も妥当し得る。 「利得の分配に係る事業年度の終了の日」とは、文脈上(日本・ルクセンブルグ租税条約ではなく)日米租税条約の交換公文第 4 条により、「配当の受領者が特定される日」と同義に扱われるべきであり、その結果 6 か月基準を充足せず適用される税率は 15%である。</p>

本件事案に即した国側の立場を図示すると次の通りである。



3. ウィーン条約法条約と本件租税条約第 3 条第 2 項の関係

本件事案では、租税条約の解釈に際して、ウィーン条約法条約第 31 条第 1 項と本件租税条約第 3 条第 2 項の関係についても争点となった。これらの規定は以下の通りである。

<p>ウィーン条約法条約第 31 条第 1 項(解釈に関する一般的な規則)¹⁷</p> <p>条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。</p>	<p>日本・ルクセンブルグ租税条約第 3 条第 2 項</p> <p>一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有するものとする。</p>
--	--

この点に関する各当事者の主張は次の通りである。

¹⁵ 法人税法第 13 条第 1 項

¹⁶ 法人税法第 23 条第 5 項、法人税法施行令第 22 条の 2 など

¹⁷ なお、ウィーン条約法条約第 31 条第 2 項では、「文脈」に関し、条約文の他に、条約の締結に関連してすべての当事国間でされた条約の関係合意や、条約の締結に関連して当事国の一又は二以上が作成した文書であってこれらの当事国以外の当事国が条約の関係文書として認めたものが含まれることが示されている。また、条約法条約第 32 条では、この一般原則では明確な意味が導き出せない、あるいは不合理な結果が生じるときには、条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠することができるとして、補足的手段も認めている。

納税者の主張	国側の主張 ¹⁸
<ul style="list-style-type: none"> ● まず、条約約に定義されていない用語で条約適用国の租税法において使用されている用語については、原則としてその適用国の法令における当該用語の意義を有するものと解釈する。 ● その上で条約適用国の租税法において使用されていない用語については、ウィーン条約法条約第 31 条に従い解釈する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ウィーン条約法条約第 31 条は一般的な条約の解釈の規定であり、特別規定である本件租税条約第 3 条第 2 項が優先適用される。 ● 本件租税条約第 3 条第 2 項での文脈は広く、条約文等や締約国の合意だけでなく、広く規定の趣旨・目的、署名時の両締約国の意図、締約国の法制度の適切な規定、モデル条約及びコメンタリー、パラレル条約¹⁹なども参照することが可能である。
<ul style="list-style-type: none"> ● 本件規定の「利得の分配に係る事業年度の終了の日」のうち「事業年度 (Accounting period)」という用語は、本件租税条約に規定されていない用語で、かつ、条約適用国である日本の租税法において使用されている用語に該当する。 ● 本件の場合、日本・ルクセンブルグ租税条約第 3 条第 2 項の「文脈により別に解釈すべき場合」に該当する文脈は存在せず、「事業年度」は日本の租税法の用語の意義を有するものとして解釈しなければならない。 ● 「事業年度」以外の本件規定を構成する用語は、日本の租税法の用語ではないので、ウィーン条約法条約第 31 条により解釈しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本件の場合「事業年度」とは「計算期間」²⁰と同義であり、「利得の分配に係る事業年度の終了の日」は「配当の受領者が特定される日」を意味するのが相当である。

4. その他の争点

同条約の正文は英語であり、日本語は政府訳文であることから、政府訳文の法源性（法的拘束力）についても争点となった。また、本件租税条約第 10 条第 2 項の保有期間要件の趣旨についても争点となった。

5. 原審判決・控訴審判決での判断

原審判決・控訴審判決ではいずれも納税者の還付請求権を容認した。その内容はおおむね次の通りである。

¹⁸ これは主として控訴審での主張である。

¹⁹ パラレル条約とは、「相手方締約国が異なっても、同じ文言を用いた条約規定がそれらいくつかの相手国それぞれと締結された二国間租税条約の関係個所に規定」されている場合をいう (Klaus Vogel on Double Taxation Conventions (Fifth Edition), published by Wolters Kluwer, 239 頁) (以下、クラウス・フォーゲル著「租税条約 (第 5 版)」)。

²⁰ 法人税法第 23 条 5 項、法人税法施行令第 22 条の 2 など

争点	原審判決	控訴審判決
<p>「利得の分配に係る事業年度の終了の日」 「the end of the accounting period for which the distribution of profits takes place」の意義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本の法令上の用語の意義及びウィーン条約法条約第31条第1項の文脈上、「利得の分配に係る会計期間の終了の日」とは「利得の分配が行われる会計期間の終期」と解することが相当である。 ● 課税庁の解釈(「利得の分配に係る事業年度の終了の日」は「配当の受領者が特定される日」と同義という解釈)はウィーン条約法条約31条1項とも趣旨・目的に照らした用語の通常の意味とも離れており採用することができない。本件文言は、「the accounting period」の前に、「the end of」という、時間的連続性のある概念に結合することを前提に当該概念の終了時点の意味する用語が置かれており、「the accounting period」は、時間的連続性のある概念として用いられていることが明らかである。 ● 課税庁の「配当の受領者が特定される日」に相当する英文は「the date on which entitlement to the dividend is determined」であり上記文言(「the end of the accounting period for which the distribution of profits takes place」)とは異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ウィーン条約法条約と本件租税条約第3条第2項の「文脈」を別意に解すべき根拠は明らかでなく採用できない。 ● 本件「事業年度(accounting period)」は「計算期間」と訳し、「計算期間の終了の日」とは法人税法施行令第22条の2第2項の「配当の支払いにかかる基準日」を意味するから「利得の分配の受領者が特定される日」を意味するという国側の主張は、本件租税条約の文脈により本件文言を解釈すべきしながら、国内法である法人税法における用語により本件文言の解釈を行うものであって矛盾がある。
<p>政府訳文の法源性(法的拘束力)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本件租税条約の解釈については、政府訳文を参照するのが相当である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府訳文は条約公布の際にも正文とともに官報に掲載されるものであって、日本国内においては本件租税条約の日本語による内容に関する日本政府の認識を公的に示したものとして効力を有するものといえる。
<p>租税条約第10条第2項の保有要件の趣旨</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● その趣旨は、課税の繰り返しを避け国際投資の促進を図る一方、濫 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本件租税条約第3条第2項(A)の「保有期間要件」は、経済

	<p>用的な事例への対策を図ること。すなわち一時的な保有では要件を満たさず最低保有期間での継続的な保有が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 最低保有期間と配当の一定の関連性があれば足り、最低保有期間が配当に先立つことまでは必要ない。 	<p>的・二重課税を軽減し、国際投資を促進する趣旨で定められている趣旨に照らし、濫用的な事例への対策として設けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保有期間要件の具体的な内容は締結国の選択に委ねられており、2017年のOECDモデル条約の保有期間要件を見ても、配当の支払日に先立つ期間において持分を継続保有していることは必要ない。 ● 本件保有期間が規定された趣旨を「文脈」として本件文言を解釈すれば、持分保有関係の存在は、その配当に結びつく投資がされた期間に求められている。よって、配当の支払日に先立つ期間において持分を継続保有していることを要求するという主張は前提を欠き採用できない。
--	---	---

コメント

1. 租税条約で定義されていない用語の解釈に関する日本で初めての事案

本件は租税条約で定義されていない用語の解釈について裁判所が正面から判断した事案としては日本では初めてのものである。国際税務分野での条約の分析といえば、通常は日本との国際取引が顕著な国、すなわち日米租税条約あるいは日英租税条約、日蘭租税条約の分析が大部分となっている。日本においてもこれらの条約及びOECDモデル条約・同コメンタリーについては広く研究がなされているが、本件の日本・ルクセンブルグ租税条約の解釈（特に本件のように各締約国の合意に委ねられている事項）についてはなかなか容易ではない。

2. 租税条約の目的と条約の解釈について

租税条約とは、原則として二国間の条約である。財務省のウェブサイトの「租税条約に関する資料」では、「租税条約は、課税関係の安定（法的安定性の確保）、二重課税の除去、脱税及び租税回避等への対応を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進に資するものである。」と述べられている²¹。このうち課税関係の安定（納税者の予測可能性や法的安定性）という価値判断からは、条約の解釈に当たっては、条約の文言に沿った「文理解釈」

²¹ https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/index.htm

が求められる（文言を離れた拡大解釈はできない）というのが、素直な考え方であり、ウィーン条約法条約の規定とも整合的である。今回の判決もこのことを間接的に支持しており妥当なものと考えられる。

なお、近年では BEPS 防止措置のうち租税条約に関連する措置（Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent BEPS）について、各締約国の選択により既存の租税条約への組み込みが行われている。今後は租税条約の解釈手法、とりわけその目的論的解釈に関して新たな動きがあることが予想される。

3. ウィーン条約法条約と本件租税条約第 3 条第 2 項に関する判断について

租税条約の解釈上依拠するものとしてはまずはウィーン条約法条約となる。ウィーン条約法条約と本件租税条約第 3 条第 2 項（あるいはモデル条約第 3 条第 2 項）の関係については、①確認規定説（後者は前者を確認）、②特別規定説（前者は一般法であり、後者は優先的特別法）、③積極説（後者により国内法を参照して解釈できる）、及び④補完説（前者と後者で対立関係はなく、後者は前者を補完する）など、学説上様々な説があるようである²²。本件控訴審判決では、上述のように「ウィーン条約法条約と本件租税条約第 3 条第 2 項の「文脈」を別意に解すべき根拠はあきらかでない」としてこの問題については深く踏み込んではいないようにも見える。ただし、本件原判決及び控訴審判決で採用された租税条約の解釈方法は、文言の国内法上の意味を本件租税条約第 3 条第 2 項の文脈に照らして暫定的に検討した上で、租税条約適用上の意味についてウィーン条約法条約に照らして検討するという手法であり、その結果は両者は実質的に同義であるという判断となっている。この解釈方法では、ウィーン条約法条約と本件租税条約第 3 条第 2 項の「文脈」の解釈に矛盾が生じていない。このことは、租税法律主義の価値判断を維持しつつ、租税条約の国際的な解釈のバランスを図っているという点で特徴的である。

他方で、企業の経済取引の複雑化・グローバル化が進展している昨今、租税条約の重要性も増しており、条約で定義されていない用語の解釈が問題となるケースは今後も増加すると思われる。このことを考えると、この論点は将来別の事案においても焦点が当てられることが考えられる。

4. 本件租税条約第 10 条第 2 項の保有期間要件についての世界的権威の意見

本件租税条約第 10 条第 2 項の保有期間要件については、租税条約の研究において世界的な権威であるクラウス・フォーゲル著「租税条約（第 5 版）」（脚注 18 参照）では、配当条項に関する「最低保有期間」の 2 つのパターンを引用し、「利得の分配に係る事業年度の終了の日」という規定（日本・ルクセンブルグ租税条約）と「配当の受領者が特定される日」という規定（日米租税条約）では異なる意義を有しており、「利得の分配に係る事業年度の終了の日」とする条約では「分配の時点では最低保有期間の要件を満たしていることは必要ない」旨の説明がなされている。そのため、本件原審判決・控訴審判決は、かかる世界的に著名な学者意見とも整合的であるという特徴を有している。

同著における 2 つのパターンの解説をまとめると次の通りである。

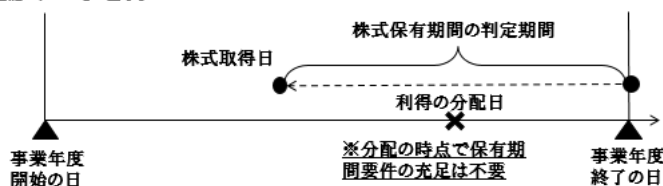
²² 坂巻綾望「租税条約において定義されていない用語の解釈－ OECD モデル租税条約 3 条 2 項は条約法条約における解釈規則の特別法か？」国際取引法学会 7 号（2022 年 3 月）

「クラウス・フォーゲル「租税条約第5版」で述べられている「最低保有期間」の規定の代表的な2つのパターン(要約)

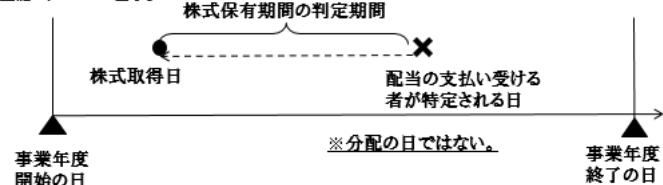
出典同書78項(962~963頁)

	パターン1	パターン2
規定の内容	「利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ6箇月(または12箇月)(six [or 12] months immediately before the end of the accounting period for which the distribution of profits take place)」と規定するパターン。	「配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする6箇月(または、12箇月)(for a period of six [or 12] months ending on the date on which the entitlement to the dividends is determined)」と規定するパターン。
コメント	「特に日本が締結する租税条約によくみられる。」(...particularly common for DTCs concluded by Japan...)	「アメリカのモデル租税条約にみられる。」(...the 2016 US MC...)
条約例	パターン1の例示として脚注126にて、日本ルクセンブルグ租税条約第10条(2)(a)(Art. 10(2)(a) DTC Japan/Luxembourg 1992/2001)を示している。	パターン2の例示として脚注127にて、日米租税条約第10条(2)(a)及び(3)(a)(Art. 10(2)(a) +(3)(a) DTC Japan/US 2003 (12 months))を示している。
効果	利得の分配がなされる事業年度(the accounting period for which profits are distributed)に言及するこの規定パターンの場合、「分配の時点では最低保有期間の要件を充たしていることは必要がない。」(...the recipient does not have to fulfill the holding threshold at the time of the distribution itself.)	「分配の決定時点に最低保有期間の要件を充たしている必要がある。」(...the holding period threshold needs to be met on the date the formal decision to make a distribution is made, not on the date of actual payment.)

【上記パターン1の図示】



【上記パターン2の図示】



なお、控訴審判決では、とりわけ本件租税条約第10条第2項の保有期間要件に関し、OECDモデル条約コメントリーを引用しつつ規定の趣旨を明らかにするという手法を採用している。同コメントリーはウィーン条約法条約32条における「解釈の補的手段」となりうるものが他の判例²³で示されているところであるが、同コメントリーの法的拘束力については必ずしも確定的な見解は確立していないこともまた事実である。この論点についても将来別の事案において焦点が当てられることが考えられる。

1. 条約ポリシーの変遷と税制改正の関係

本件訴訟で争点となった親子会社間配当の特別税率の規定については、伝統的な日本政府のポリシーとしては、「利得の分配に係る事業年度の終了の日」とする保有期間要件をモデル案文として規定してきたように見受けられる。他方、2003年の日米租税条約以降に締結又は改正された条約においては、保有期間要件は原則として「配当の支払を受ける者が特定される日」に統一が図られてきているようである。ただし、日本・ルクセンブルグ租税条約は、2010年(平成22年)に改正(効力発生はその翌年)が行われているものの、保有期間要件については改正が行われていない。

さらに前述(脚注13)のように2010年(平成22年)税制改正により、分割型分割の場合のみなし事業年度は廃止されている。このことを鑑みると、国

²³ 最高裁平成21年10月29日判決。

内法の改正と租税条約の改正における連携上の問題（あるいは各改正目的に相違）があったのかもしれない。

2. 本件事案から考える今後の実務への影響

本件事案は、全世界レベルでの事業の分割（スピノフ）での組織再編に関する租税条約の適用を巡る訴訟である。

近年では適格株式分配制度（いわゆるスピノフ税制）²⁴が導入されており、適格要件を充足する場合には課税事由を生じさせずに事業の分割が可能であるが、本件事案の当時にはかかる制度はなく、究極の親会社が上場会社である場合、通常株式の過半数超を保有する株主が存在しないため、当時の適格要件の類型である100%グループ関係²⁵、50%超・100%未満のグループ関係²⁶の適格要件を充足せず、また、本件での分割承継法人二社は新会社であり事業の移転を受けるまで何ら事業を行っていないため共同事業要件²⁷も充足できず、非適格分割型分割に該当することになったという経緯がある。

そのため、現行税制上では、本件に類似する事案においては、まずは適格スピノフに該当するかどうかを検討することになろう。その意味では、適格要件を充足できれば今後同様の事案が生じることは少ないものと思われる。ただし、上記で述べた質疑応答事例にあるように、「自己株式の取得を事由としたみなし配当」の場合には、なお本件事案と同様の論点が生じるため留意が必要となる²⁸。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

インドネシア

保険会社のシャリア事業スピノフに関する規則を金融庁が発行

本年7月11日、インドネシア金融庁（OJK）は、保険会社及び再保険会社のシャリア事業のスピノフに関するOJK規則第11号を発行した。シャリア事業のスピノフに関する指令は2014年10月に導入されていたものの、どのようなプロセスで行われるかについての明確な指針がないままであった（以下、「保険会社」とは保険会社及び再保険会社を指す）。

概要

1. 新規シャリア事業がもはや不可能であること

OJKはシャリア保険事業の新規事業認可を行わないことを長らく不文律としてきた。OJK規則第11号は、シャリア保険事業への新規認可はスピノフを目的として設立された会社のみ取得可能となることを正式に定めている。

これはスピノフの要件への準拠を推進する取組の一環であると同時に、市場の細分化を避けようとするOJKの意向の反映であると考えられる。新規投

²⁴ 法人税法第2条第12号の15の2、第12号の15の3、法人税法施行令第4条の3第16項

²⁵ 法人税法第2条第1項第12号の11イ

²⁶ 法人税法第2条第1項第12号の11ロ

²⁷ 法人税法第2条第1項第12号の11ハ

²⁸ また、今後のみなし事業年度に係る国内法の再改正や条約の改正（交換公文の追加）などについても留意する必要もあるかもしれない。

資家は、既存のシャリア保険事業の買収を通じてシャリア分野への投資を構築することが必要となる。

2. 期限の延長

OJK 規則第 11 号は、スピノフの完了期限を 2024 年 10 月 17 日から 2026 年 12 月 31 日に延長した。

また、保険会社が OJK からスピノフの承認を得た後、ポートフォリオ移行プロセスを完了するまでの期間は 12 か月から 6 か月に短縮された。ポートフォリオ移管を完了するには 6 か月で十分であるが、OJK にスピノフの承認申請を提出する際にはしっかりとしたスピノフ計画を用意しておくことが望ましい。

3. OJK が特定の会社に対し、スピノフの実施を指示することが可能となったこと

スピノフの実施要件（「タバル」資金と投資参加者資金の価値が一定額に達した場合にスピノフが必要）に関わらず、OJK 規則第 11 号は、OJK が保険会社に対し、シャリア保険事業者の統合を目的としたスピノフの実施を命じる権限を付与している。もっとも、これがどのように実施されるか（どのような場合に保険会社が OJK の命令を受けることとなるかを含め）は明らかでない。これに関するさらなる指針を定める施行規則が OJK から発行されるのではないかと考えられる。

その他の留意事項

- コンプライアンス強化のためのインセンティブ

期限の延長に加え、スピノフ要件への準拠を促進するため、OJK 規則第 11 号は以下のような追加インセンティブを定めている。

- グループシナジー

OJK 規則第 11 号は、シャリア・ポートフォリオのスピノフを受けた新規設立会社は、シャリア事業を発展させる目的で、IT、設備及び人事面において、同一の保有体制にある他の保険会社と相乗効果を発揮することができる」と規定している。

- 最低資本規制の免除

スピノフ要件を満たす一般的なハードルのひとつは新規設立会社の最低払込資本要件を満たすことである。OJK は他の会社からシャリア・ポートフォリオのスピノフを受ける新規設立会社について、シャリア保険及びシャリア再保険の最低払込資本要件の免除を定めている。この免除が一時的なものか恒久的なものであるかはまだ不明である。

- 保険契約者への通知

スピノフ・プロセスの一環として保険会社は、保険契約者及び参加者に対し、スピノフ計画に関する発表を行う必要がある。

検討すべき措置

保険会社の経営陣は、OJK 規則第 11 号を検討し、シャリア事業をスピノフする必要がある場合には早期に事業計画を修正することが推奨される。保険会社への投資予定者は、OJK 規則第 11 号が、保険会社が新規シャリア保険会社を設立することでシャリア・ポートフォリオを保持する可能性を排除するものではないことに留意する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

3. 欧州

スペイン

外国投資規制を整備する勅令を承認

スペイン政府は、2023年7月4日、スペイン国内への一定の直接投資に対する事前審査（スクリーニング）制度に関する改正及びその詳細を定めた勅令第571/2023号（以下、「本勅令」）を承認した。本勅令は、2023年9月1日に直ちに発効する。

事前審査（スクリーニング）制度の主な変更点は、以下の通りである。

審査プロセス

まず、本勅令には、以下の改正点が含まれる。

- 事前照会制度の新たな導入：対象となる投資案件がその実行前に事前許可を要するかどうか不明確な場合、投資家は、貿易投資局（以下、「DGCII」）に対して事前照会をすることができる。DGCIIは、30営業日以内に照会に対して回答しなければならない。回答には法的拘束力がある。照会期間中、投資家は正式な申請を提出することはできない。DGCIIが、照会期間経過後も明確な回答をしない場合には、投資家は、当該案件の許可を求める権利を有するのみであって、何らかの回答があったとはみなされない。
- 現行の審査期間の短縮：事前許可の申請に対する承認までの法定期間が、6か月から3か月に短縮された。法定期間内に管轄省庁が承認しない場合、投資案件は却下されたものとみなされる。

客観的基準 - 重要な業種

本勅令は、国家安全保障、公衆衛生、又は公序良俗に影響を及ぼす可能性がある戦略的業種の解釈方法を明確にしている。

1. 重要インフラとは、戦略インフラカタログ（National Catalogue of Strategic Infrastructures）に記載されているものを指す。
2. 産業分野でのリーダーシップと能力構築のための重要技術。このカテゴリーでは、研究開発支援枠組み「ホライズン・ヨーロッパ」（Horizon Europe Research and Innovation Framework Programme）に従い、未来のための主要な技術革新（先端材料とナノテクノロジー、フォトニクス、マイクロエレクトロニクスとナノエレクトロニクス、ライフサイエンス技術、高度製造・処理システム、人工知能、デジタルセキュリティとコネクティビティ）への投資を対象としている。
3. スペインにとって特に関心のあるプログラムやプロジェクトで開発された技術。このカテゴリーには、EU又はスペインからの多額の資金提供を伴う投資を含む。
4. 不可欠な資源の供給。本勅令は、(i)エネルギー、水、電気通信、金融・保険、保健、輸送、食料安全保障の分野における重要インフラの運用に使用されるソフトウェアの開発・修正を行う企業が提供する資源、及び(ii)水、エネルギー、重要原材料、電気通信若しくは輸送サービス、保健サービス、食料安全保障、研究、又は金融・税制の供給を含む、不可欠とされる業種を定める。
5. 機密情報にアクセスできる業種。本勅令は、「機密情報にアクセスできる企業」の範囲を、(i)戦略インフラに関するデータにアクセス

できる企業で、そのデータが漏洩した場合には、戦略インフラの混乱又は破壊を招くことを目的とした行動の計画・実行に使用され得る企業、(ii)不可欠な供給サービスの提供に関連するデータベースにアクセスできる企業、(iii)一般にはアクセスできない公的データベースにアクセスできる企業、(iv)規則(EU) 2016/679 第 35.3 条に基づき個人データの保護の影響評価対象である活動を行う企業、と絞り込んでいる。

事前審査（スクリーニング）制度の例外

本勅令は、以下の投資については、事前審査（スクリーニング）制度の対象とならないと定めている。

- 企業グループ間の組織内再編又は 10%以上の株式を保有している株主による持分増加であって支配権の変動を伴わないもの。
- 対象企業の直近会計年度の売上高が 500 万ユーロを超えない投資。ただし、対象企業の技術がスペインにとって特に関心のあるプログラムにより開発されたものでないこと、又は投資対象が研究活動や戦略的原材料の鉱物資源開発に関連したものでないことを条件とする。また、電子通信事業者への投資も、当該例外から除外される。
- エネルギー分野への投資。ただし、金額の多寡にかかわらず、投資家が主観的基準を満たさず、かつ(i)取得した会社又は資産が規制対象活動を実施していないこと、(ii)投資の結果、会社が、発電・供給、燃料若しくはバイオ燃料の生産・貯蔵・輸送・流通、LP ガスの生産・供給、又は天然ガスの生産・供給の産業分野において支配的事業者の地位を取得しないこと、(iii)投資が生産資産の取得を伴う場合、技術分野ごとの設備容量シェアが 5%未満であること、及び(iv)投資対象が顧客数 20,000 未満の電力販売に従事する企業であること、の条件をすべて満たす場合に限る。
- 不可欠な供給サービスを提供するための重要インフラにあたらぬ不動産への投資。
- 株式発行及び株式の売却・引受の公募の引受人による（数時間又は数日間の）短期投資であって、対象企業の経営に影響を及ぼすことのないもの。この場合、事前許可を申請するのは最終投資家となる。
- 国家安全保障、公衆衛生及び公序良俗に影響を及ぼさず、又はほとんど影響を及ぼさない投資。

引き続き法的不確実性を残す事項もあるものの、本勅令は、以前より明確な法的枠組みを提供するものである。スペイン国内への直接投資の事前審査（スクリーニング）制度の実質的な強化とその長期的な適用に向けた前進であることは間違いないだろう。

[最初のページに戻る](#)

4. ESG / Sustainability

日本

インパクト投資等に関する検討会報告書の公表

世界が持続可能な社会の構築に向けて舵を切る中、投資収益の確保に止まらず、投資を通じて社会・環境的効果を実現する投資手法として、国内外でインパクト投資推進の機運が高まっている。金融庁は、インパクト投資への期待や拡大に向けた方策等について議論するため、2022年10月に「インパクト投資等に関する検討会」を設置し、その議論を踏まえて6月30日に「インパクト投資等に関する検討会報告書」（以下、「報告書」）を公表した。

報告書では、インパクト投資をめぐる国内外の動向を整理するとともに、「インパクト投資に関する基本的指針（案）」（以下、「基本的指針案」）を提示している。基本的指針案は、今後、国内外の市場関係者から幅広く意見を得た上で最終化される予定であり、意見の提出期限は2023年10月10日である。

基本的指針案では、インパクト投資は、「社会・環境的効果」と「収益性」の双方の実現を企図する投資手法であり、一定の収益を生み出すことを前提としつつ、個別の投資を通じて実現を図る具体的な社会・環境面での「効果」と、これを実現する戦略・因果関係等を特定する点で特徴があるものとされている。また、サステナブルファイナンスの一分野として、投資を通じた社会・環境課題の解決と事業性の改善を図り、経済基盤の強化・持続可能性の向上に資するもので推進の意義があるとされている。

また、投資の基本的考え方は、投資先、投資主体、アセットクラスの別に関わらず基本的には共通であるとの理解のもと、投資先には業種、規模、上場・非上場を含む成長段階、営業地域等を問わず幅広く含み、投資主体についてもアセットオーナー、金融機関、プライベートエクイティファンドなど、アセットクラスについてもエクイティ、デッド等の別に関わらず対象にされている。

基本的指針案では、インパクト投資に必要な要件として以下の4要件が挙げられている。

- 1 実現を「意図」する「社会・環境的効果」や「収益」が明確であること
- 2 投資の実施により、追加的な効果が見込まれること
- 3 効果の「特定・測定・管理」を行うこと
- 4 市場や顧客に変化をもたらし又は加速し得る新規性等を支援すること

上記の要件を満たすインパクト投資の推進により、革新的なアイデアや技術の導入、ビジネスモデルの変革、創意工夫により、社会・環境課題への対応を通じ成長・事業創造を図るスタートアップを含む企業等への事業支援を促すことが企図されている。

もっとも、インパクト投資は黎明期で投資実務が十分に積みあがっていない中であり、列挙された4要件は固定的なものではなく、今後、市場関係者との対話も経て柔軟・継続的に改善・拡充されていくことが重要とされている。

[最初のページに戻る](#)

EU

欧州サステナビリティ報告基準を採択

概要

2023年7月31日、欧州委員会は、サステナビリティ情報の開示要件を定めるEUサステナビリティ報告基準（European Sustainability Reporting Standards、以下「ESRS」）を採択した。これは、同年1月5日に発効した企業サステナビリティ報告指令（Corporate Sustainability Reporting Directive、以下「CSRD」）²⁹の適用対象となる企業が、サステナビリティ報告書を作成する際に準拠すべき情報開示要件を定める基準であり、気候変動、生物多様性、人権など、「環境」「社会」「ガバナンス」（ESG）に関する分野を広くカバーする内容となっている。

企業サステナビリティ報告指令（CSRD）

EUはこれまで非財務情報開示指令（Non-Financial Reporting Directive、以下「NFRD」）により企業のサステナビリティ情報の開示を規制していたが、適用される企業が少ないことや法的拘束力がないこと等が課題となっていた。そこで、2021年4月に欧州委員会がNFRDを改正する法案を提出し、2022年6月の欧州議会とEU連合理事会（EU Council）の暫定的な政治合意、同年11月のEU連合理事会の最終承認を経て、2023年1月に発効したのがCSRDである。CSRDはEUに存在する複数の法令形態のうち「指令（Directive）」と位置付けられており、EU加盟国は発効から18か月以内に国内法を整備することになる。

従来のNFRDと比較し、CSRDの対象企業は段階的に拡大することになり、すでにNFRDの適用対象となっている企業³⁰については、2024年1月1日から開始する事業年度の報告（すなわち2025年に行う報告）からCSRDの適用を受けることになる。CSRDはEU域内に設立された法人を適用対象とするため、適用要件を満たした外国企業のEU現地法人も報告義務を負うことになるが、EU域外の第三国に親会社を有し、当該親会社が、CSRD又はその他EUの開示基準と同等レベルのサステナビリティ開示を行っている場合には、EU現地法人の報告義務が免除されるという仕組みも備えている。

CSRDでは報告内容についても、NFRDによる開示要求から拡大及び詳細化が図られている。企業が設定したサステナビリティに関する期限付きの目標の説明や管理、経営、監督機関のメンバーに提供される、サステナビリティの問題に関連した報奨制度（インセンティブ）に関する情報なども新たに開示事項として追加された。

また、CSRDでは報告内容への信頼性を確保するため、企業は、サステナビリティ開示情報について、外部監査人による「限定的」保証意見を求めることが義務付けられている。この外部監査の基準は、より要求の厳しい「合理的」保証意見に移行することが予定されている。

EUサステナビリティ報告基準（ESRS）

CSRDでは、適用対象企業に対しESRSに基づいて報告することを義務付けている。ESRSの作成は欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）が担当し、2022年4月に公開草案が公表され、同年11月にESRS案が欧州委員会に提出された。

²⁹ CSRDの詳細については Client Alert もご参照いただきたい
(https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20230417_ClientAlert_Environment_J.pdf)。

³⁰ 従業員500人以上の公益事業体及び従業員500人以上の大規模グループの親会社

ESRS 案には、業種に関係なく適用される①横断的基準（全般的な要求事項、全般的な開示）に加え、②「環境」「社会」「ガバナンス」という ESG ごとの基準が合計で 12 基準含まれる。ESRS 草案の構成は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）及び国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が使用する 4 本の柱（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標）との整合性が図られてる。

具体的には①横断的基準である ESRS 1（全般的な要求事項）は、CSRD の下で企業がサステナビリティ情報を開示する際に遵守すべき原則や概念を規定し、ESRS 2（全般的な開示）では、全ての企業におけるサステナビリティのトピック全体に適用される開示要件（戦略、ガバナンス、インパクト・リスク及び機会の管理、指標と目標）が含まれる。②ESG 別基準は、環境（ESRS E1 乃至 5）、社会（ESRS S1 乃至 4）、ガバナンス（ESRS G1）について、ESRS 2 を補完するようにそれぞれの開示要求項目が定められている。今後は、セクター別の追加的な開示基準、中小企業や非 EU 企業に適用される開示基準が 2024 年 6 月 30 日までに公開される予定となっているため、CSRD の適用対象となる日本企業は ESRS の動向に注目する必要がある。

日本企業の対応

CSRD 及び ESRS は、EU 企業及び一部の非 EU 企業に対し、広範かつ詳細なサステナビリティ報告を要求しているため、その対応には相当な準備期間を要するものと想定される。日本企業は、早い段階で子会社や関連会社が CSRD の適用対象となるかを確認し、対象となる場合、適用開始時期を確認のうえ、社内でサステナビリティ開示に対応するための体制を構築することが求められる。

また、EU 域内で活動していない企業であっても、自社又は子会社等が EU 企業のバリューチェーンの一部となっている場合、そのような EU 企業からのサステナビリティ報告や監査・検証に対応しなければならない場面が想定される。そのため、CSRD 及び ESRS に基づく情報開示基準の最新の動向を注視すると共に、EU 企業からの要求に対応する体制を整備することが求められる。

[最初のページに戻る](#)